

令和2年第一回定例会にあたり、公明党議員団の立場で質問を行います。

質問は、通告のとおり、その他で一点「台風19号の被害への対応」について、うかがいます。

1番目に、区長の施政方針について、うかがいます。

はじめに、中野区男女平等基本条例について、うかがいますが、併せて多文化共生についてもお聞きして参ります。

我が国は、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組等を通じて、社会全体で女性活躍の動きが拡大してきました。一方で、男女の役割に対する固定的な価値観や許しがたい人権侵害である女性に対する暴力、社会制度や慣行等を背景とした性差による偏見や格差は依然として存在しています。

政府は「多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議」を開催し、検討を重ね、政策の方向性や具体的施策を「多様な困難に直面する女性支援政策パッケージ」として取りまとめました。

政府は一体となって、つながりやすい相談をはじめ、安全・安心な居場所を提供し、心身の回復から生活面の自立に向かうまでの支援を強力的に推進する。としています。相談窓口の充実や安全・安心な居場所の提供、自立に向けた支援などは、まだまだ十分とは言えません。中野区でも男女共同参画施策を推進する中で十分に検討すべきと考えます。

① 多様な困難に直面する女性支援について、区としても充実すべきと考えますが、

いかがお考えでしょうか。うかがいます。

- ② また、これまで男女平等基本条例に定める専門委員の在り方についてもその知見を十分に発揮することが出来るようにすべきと度々指摘をして参りました。

専門委員の在り方については、見直しがされたのでしょうか、うかがいます。

公明党は 2019 年出入国管理法の改正により新在留資格が導入されることにあわせ、適切な制度運用や、多文化共生社会の実現を申し入れ、政府は、雇用の他、医療や福祉、子育てや在留手続きなど、外国人の相談を一元的に受け付ける相談窓口を全国約 100カ所に設置することを「総合的対応策」として打ち出しました。

- ③ 中野区でも外国人の相談を一元的に受け付けることのできる総合的な窓口を開設すべきと考えます。この点についてはわが会派の木村議員も質問して参りましたが、進展が見られたのでしょうか？総合的な窓口について開設を急ぐべきと考えますがいかがでしょうか、うかがいます。

- ④ また、中野区多文化共生推進指針についての検討が進んでいないように思われます。多文化共生の重要性を訴えるのであれば、まずは推進指針を策定すべきと考えますがいかがでしょうか。ご見解をうかがいます。

1月31日の総務委員会の報告では

「改正する条例は、男女共同参画・多文化共生等の推進における指針として位置づけ、ダイバーシティ（多様性）や多文化共生の視点を踏まえ、性別のみならず、性的指向・

性自認、国籍等を理由とした差別的取扱いの禁止について新たに規定するとともに、
パートナーシップ宣誓にかかる規定整備を含めた改正条例のあり方について検討す
る。」と示されました。

男女平等基本条例をパートナーシップ宣誓など多様化する時代の変化に対応し、改正を進めることは当然であると考えております。

しかし、男女共同参画、多文化共生は、大変、重要なテーマであるが故に、両方を合わせた条例の策定が、現時点で、本当に望ましいのか、考えるところです。

「ダイバーシティ（多様性）や多文化共生の視点を踏まえ、」とありますが、国籍や障がいなど、あらゆる差別的扱いを禁止するという趣旨なのでしょうか。

⑤ 多様性と多文化共生をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。うかがいます。

特に、多文化共生については、①居住②教育③労働環境④医療・保健・福祉 ⑤防災など、外国人が中野区で暮らしていくための多くの課題があります。多文化共生の条例を策定するのであれば、こうした課題にも自治体としてどう取り組むのかを十分に検討すべきと考えます。男女平等基本条例の改正に合わせて、多文化共生等の推進における指針とすることは、多文化共生条例を策定するせっかくの機会を失い、内容が薄くなってしまわないかと懸念しています。

⑥ 多文化共生については、丁寧に慎重に議論を進めるべきと考えますが、いかがで

しょうか。ご見解をうかがいます。

次に景観まちづくりガイドラインについて、うかがいます。

「中野らしい良好な景観を形成するため、仮称景観まちづくりガイドライン策定に向けた検討を進めていきます。」と施政方針では、述べられていますが、一連の流れからすると唐突感が否めません。

⑦ そもそも中野らしい良好な景観とはどのようなものなのでしょうか。うかがいます。

既に、景観ガイドラインを策定している武蔵野市では、平成 23 年に改定した「武蔵野市都市計画マスタープラン」で新たに「景観まちづくりの方針」を追加しています。

⑧ 中野区の景観ガイドラインについて、まずは都市計画マスタープランの改定時に位置付けるべきではないでしょうか。お聞きします。

⑨ 新宿区ではエリアごとの景観ガイドライン・屋外広告物に関する景観ガイドラインを設けています。ガイドラインを策定することにより、中野区として、どのような事が可能になるとお考えでしょうか。ガイドライン策定の目的について、うかがいます。

次に、文化芸術施策の推進について、うかがいます。

公明党は、人の心を豊かにする文化芸術を重視し、これまでに基本法の制定をはじめ

め、子どもの体験教室や芸術家育成など多くの施策を推進し、「文化芸術立国」の実現に向け全力を挙げてきました。

文化芸術基本法の法改正により、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など関連する分野の施策も法律の範囲に取り込み、施策のウイングを広げていく取り組みがさらに強化されました。

また、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務となり、さらには、文化芸術の推進に係る体制の整備として、「都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等」の設置についても規定がなされました。

さらには、2018年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項が定められたところです。

わが会派はこれまで、文化芸術振興について、振興条例の策定や振興プログラム（計画）の提案はじめ、アールブリュットの推進、伝統文化の継承など、様々な文化芸術振興策を提案して参りました。

⑩ 文化芸術のまちづくりを推進するのであれば、努力義務である「地方文化芸術推進基本計画」の策定、さらには、文化芸術の推進に係る体制の整備として、「都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等」の設置についても推進されるべきではないかと考えます。

ご見解をうかがいます。

この項のその他で、1点うかがいます。

施政方針では

「子育て世帯と障がい者などを含めた地域包括ケアシステムの推進に向けて、本格的に取り組んでいきます。」と述べられています。

現代社会の課題の一つとして、「育児・介護のダブルケア」「障がい・育児・介護・仕事などの多重ケア」が存在しています。私自身もかつて子育てと認知症の祖父の介護を同時期に経験しました。

時間的な制約のある中、ダブルケアのケアラーが子育てや介護等を行いながら、煩雑な手続き等も同時に進めるのは精神的にも肉体的にも大きな負担を伴うものです。

先日、ダブルケア研究の第一人者として知られる横浜国立大学教授の相馬直子先生のお話を聞く機会がありました。

相馬先生は「介護支援と子育て支援の両制度の縦割りを解消しなければならない。そのための「地域包括支援センター」と「子育て世代包括支援センター」などの連携が重要だと述べられています。

厚生労働省の地域共生社会推進検討会では、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方について「断らない相談支援」「つながりや参加の支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う新たな事業を創設すべきとしています。

① この事業が創設されれば、ダブルケアラーやグランドダブルケアラーなどの多重ケアラーに対する総合的なサポート体制も可能になると考えます。包括的なサポ

ート体制の構築についてはいかがお考えでしょうか。うかがいます。

(1) 次に環境施策について、うかがいます。

区長の施政方針では、全体を通じて環境に対しての関心が薄いように感じました。子どもたちの未来のためにも、自治体として地球環境を考えることは、大変重要であると思います。

はじめに、レジ袋の有料化とプラスチック削減の取組について、お聞きします。

プラスチックは、今や私たちの生活になくてはならない素材です。しかし、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されています。世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。2019 年 6 月の G20 大阪サミットでは、国際的に問題となっている海洋プラスチックごみを 2050 年までにゼロにする目標を導入することで合意されました。

国は「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」を改正し、プラスチック製買物袋についてはその排出抑制の手段としての有料化を必須とする旨を規定しました。プラスチック製買物袋の有料化をきっかけとして、消費者のライフスタイル変革を促すことを目的とし、2020 年 7 月 1 日から全国で一律に開始する。

としています。

⑫ 本年7月のレジ袋有料化に向けて、区として区民への有料化の周知やプラスチック削減について、どのように取り組んでいくのでしょうか。うかがいます。

⑬ 消費者のライフスタイル変革を促すために、プラスチック削減に向けて実効性のある区民参加の取組も推進すべきと考えます。例えば、毎月〇日は、「プラスチックお休みの日」とアピールし、エコバック・マイボトルを利用し、使い捨てのワンウェイプラスチック等の使用を控えるよう区民に推奨するなど

新たな家庭でのプラごみ削減の取組を推奨されてはいかがでしょうか。うかがいます。

東京都では、ゼロエミッション東京に向けて資源利用のあり方を持続可能なものへと変革するためには、一事業者として多量の資源を消費する都自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していく必要がある。として、都庁プラスチック削減方針を策定し、方針に基づき、都の事業運営におけるワンウェイプラスチックの削減等を推進することとしました。

⑭ 中野区でも事業者としての「区役所プラスチック削減方針」を示すべきではないかと考えます。お考えをうかがいます。

横浜市では、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者と連携して、ワンウェイプラスチックの削減に向けたキャンペーンを実施する予定です。

⑮ 区として区内事業者との連携については、いかがお考えでしょうか。うかがいま

す。

新たなプラスチックごみの削減を図るとともに、現在、出されているペットボトルやごみの出し方の課題についても取り組むべきと考えます。

例えば、ペットボトルはキャップやラベルを外さずに出すことで、回収事業者の大きな負担になっています。また、マンションやアパートによっては、設置されたダストボックスに出されたペットボトルや空き缶は、資源ごみの扱いにはならない場合があります。

⑯ ごみをごみのまま出すのか、資源化するのか、再度、区民に周知するとともに、資源回収や出し方のマナーについて、管理会社などにも徹底すべきと考えます。

いかがでしょうか。うかがいます。

次に、環境基本計画について、うかがいます。

現在、区長の諮問機関として第5期環境審議会が「環境基本計画の改定」を進めるために開かれています。

区長は審議会の諮問理由として

「温室効果ガス排出削減の緩和策と気候変動への適応策を並行して進めることとなったこと。」

「内閣総理大臣を本部長としたSDGs推進本部が設置され、今後の日本の取組みの指針となる「SDGs実施方針」が定められ、その後「SDGsアクションプラン」が策

定され、官民を挙げて課題に取り組むこととされていること。」などを揚げています。

また、国では「SDGSを踏まえ、第4次循環型社会形成推進基本計画等において食品ロス量を2030年までに2000年度比で半減させると目標が定められ、地方公共団体の食品ロス削減推進計画策定が努力義務として位置づけられています。

⑰ 中野区では、気候変動適応計画を個別計画として策定するのではなく、環境基本計画の大幅な改定とされるようですが、なぜ大幅な環境基本計画の改定と判断されるのか、うかがいます。

⑱ また、食品ロス削減推進計画については策定されるのでしょうか。お聞きします。

昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあります。

⑲ 中野区でも脱炭素社会に向けた「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。ご見解を求めこの項の質問を終わります。

3. 生産緑地の活用について、うかがいます。

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が平成 29 年施行されました。

法改正により、生産緑地地区の一律 500 m²の面積要件を市区町村が条例で定めることもできるようになりました。

⑳ 300 m²を下限に引き下げ可能とすることについては、これまで条例改正をする方向とお聞きしていました。生産緑地地区の面積要件の引き下げについては、どうなっているのでしょうか。うかがいます。

㉑ これまで、生産緑地については、その保全や活用、生産緑地の買取などについて、度々質問をして参りました。これまでの検討状況と取組をうかがいます。

令和 2 年度の東京都の予算では、

「地場産農産物消費拡大支援事業」の新規予算もあります。

㉒ 中野区内の農地に関しては、地域産業や地域人材との連携を図った活用を検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。うかがいます。

4. これからの中野の教育について、うかがいます。

はじめに、連携教育についてうかがいます。

教育ビジョン第 3 次では、「保幼小中の連携や家庭・地域との連携が進み、子どもたちは生き生きと学んでいる」を目標に掲げ、

これまで、小1プロブレム・中1ギャップの解消など、小中連携が推進され7年が経過し、その効果が見られるようになってきています。しかし、保幼小中の15年間の学びの継続については、実際にはこれからが本格実施と思われれます。

②③教育ビジョンは、平成38年度までの計画ですので、ここからは、次のステージを目指し「保幼小中連携」を進めていくべきであると考えます。保幼小中連携教育の今後の取組についてうかがいます。

次に、小学校・中学校を同一敷地に開設する小中一体または併設型校舎と連携教育についてうかがいます。

これまで、小中連携については、学校再編と整合性を図りながら、中学校区内の2~3校の小学校が連携し、「乗り入れ指導」「オープンキャンパス」など、取り組んできています。

また、小中連携などを推奨するにあたっては、校舎一体型も効果があることが文部科学省の事例等でも紹介されています。

今後、老朽化した校舎の建替えを推進していかなくてはならない小中学校を対象に

②④例えば、小学校・中学校が隣接した敷地の場合、建て替えの手法として、小学校と中学校を一体型の校舎として建設することなど、敷地を有効的に活用して校舎を建設することも検討すべきではないかと考えます。いかがでしょうか、お聞きします。

②⑤また、その場合、小中連携の対象となっている他の小学校のことも考慮し、中野区の小中連携教育との整合性を図られることも重要です、私は校舎一体型でも中野区の連携教育を進めていく事は、可能であると考えますが、教育委員会のご見解をうかがいます。

次に、幼児教育についてうかがいます。

区長の施政方針に気になる点があります。

「これまで検討を進めてきた区立保育園、区立幼稚園、地域の子育て施設の配置等については、新しい基本計画の策定に向けて、具体的な内容を明らかにしていきます。」

とのことですが。私が懸念しているのは、施設の再配置等が先に立ち、肝心の幼児教育の内容や保育の質、子育て支援の在り方が軽視されてしまうのではないかという事です。

新しい中野をつくる10か年計画（第3次）の改定素案の段階で、区立幼稚園2園の民間による認定こども園への転換が突然出されたことにより、多くの保護者の方たちから不安と不満の声が上がり、陳情も提出されました。私は、区立幼稚園について、中野区の幼児教育の充実、保幼小中連携、障害児の幼児教育など、これまでその存在の重要性について訴えてまいりました。

これまで総括質疑等でも、中野区の幼児教育における区立幼稚園の位置づけや職員体制・施設の老朽化などの課題についても、伺ってまいりました。しかし、その後こ

ども文教委員会には、区立幼稚園についての報告がされていません。10 か年計画第3次と計画を変更するにしても、まずは、その考え方を示していくべきと考えます。

②⑥丁寧な議論がされぬまま、基本計画で施設の再配置が先行すれば、前回のような混乱を招きかねません。区立幼稚園の存続を含め、区の幼児教育についての考え方を示していく必要があると考えますが、区の見解をうかがいます。

最後にその他で

台風19号の被害に遭い破損した妙正寺側のウッドデッキについて、うかがいます。

平成17年にオープンした白鷺せせらぎ公園及び鷺宮調節地の河川管理通路は、東京都施工により、一部木材を使用したウッドデッキになっています。昨年の台風19号の影響によりウッドデッキが水没し木材が破損、昨年末まで、通行禁止になっていました。この通路については、がたつきやササクレなど兼ねてから課題もあり、通路の管理者である中野区にも苦情等は多く寄せられていたと思います。

②⑦今回、修復工事が行われましたが、抜本的な改修が必要ではないかと考えます。東京都と協議し、今後の対策を検討すべきと考えます。お考えをお聞きし私の全ての質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。